

日バス協企労第434号
令和4年12月26日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会
企画労務部

改善基準告示改正に係る周知リーフレットの送付について（周知依頼）

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月23日に改善基準告示が改正され、厚生労働省労働基準局監督課より、別紙のとおり、改善基準告示改正に係るリーフレットについて周知依頼がありました。

会員事業者の皆様におかれましては令和6年4月の施行に向けて、準備を進めていただく際にご活用いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴協会傘下の会員事業者に対し、別添のリーフレットの周知をお願いいたします。

【参考URL】厚生労働省ホームページ

改善基準告示改正に関するホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

<改正後・告示>自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働省告示第367号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001028570.pdf>

<改正後・通達>自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について

（基発1223第3号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001029321.pdf>

担当：企画・労務部 田知花

電話：03-3216-4015

令和4年12月23日

改善基準告示改正に係る周知リーフレットの送付について

～改善基準告示が改正されます！～

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等において、その改善を図ってきたところですが、本日付で改善基準告示が改正されました。この度、その内容を運送事業者、自動車運転者、発注者等（貸切バス利用者等の発注者）に幅広く周知するため、周知用のリーフレットを作成しました。

別添のとおり、リーフレットを送付しますので、会員等に周知いただくようお願いいたします。

【内容物】

・リーフレット

（バス運転者の改善基準告示が改正されます！ A4両面）

以上

問合せ先

厚生労働省労働基準局監督課過重労働特別対策室

多賀谷、前田（内線5134）

TEL 03-5253-1111